

事業系一般廃棄物・産業廃棄物搬入事業者様へ

環境パークで処理できる事業系廃棄物の正しい分け方・出し方

市に事業系廃棄物の処理を委託する事業者は、事前に廃棄物の年間処理計画（搬入計画）を提出し、搬入証（搬入事業者登録）の交付を受ける必要があります。

なお、本市に処理を委託される場合は、本市の定める事業系廃棄物の分別を徹底していただくとともに、事前に搬入手続きを行い、持込していただくようお願いします。

<目次>

1 環境パークで受け入れる事業系廃棄物の区分 p2

環境パークで受け入れる事業系廃棄物 p2

前記のものであっても受け入れない事業系廃棄物の例 p3

2 搬入手続きと搬入方法 p4

搬入手続きの詳細（手順と留意点） p4

①搬入事業者登録及び搬入申請 ②搬入証の保管及び搬入カードの携行

搬入方法の詳細（手順と留意点） p5

①入場（計量）②処分 ③退場（計量）及び処分手数料の納付

処分手数料の額 p5

①事業系一般廃棄物（可燃・不燃）及び産業廃棄物（可燃）②産業廃棄物（不燃）

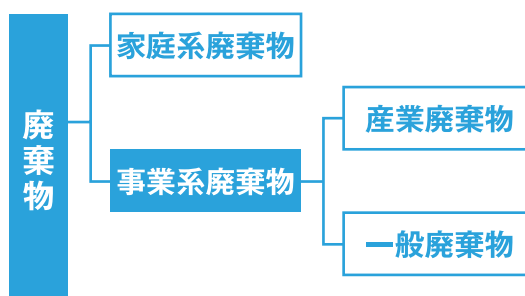
3 環境パークで処理できない廃棄物の適正処理方法 p6

4 福知山市環境パークからの大切なお知らせ p7

【参考】事業系廃棄物とは

事業系廃棄物とは、事業活動に伴って生じた全ての廃棄物のことです。
また、事業活動とは、会社・商店など営利目的であるものの他、病院・社会福祉施設などの公共サービス等をおこなっているものを含みます。

■ ごみの区分



家庭系一般廃棄物

一般家庭から日常生活に伴って排出される廃棄物

産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、その他、計20種類

事業系一般廃棄物

事業活動から排出される産業廃棄物以外の全ての廃棄物

詳細は p2 以降

1 環境パークで受け入れる事業系廃棄物の区分

令和9(2027)年度までの
事業系廃棄物区分

環境パークで受け入れる事業系廃棄物

事業系廃棄物の種類		搬入施設 (5pの図を参照)	備 考		
	分別区分				
燃やすごみ	資源ごみ	紙くず、繊維くず、動植物性残渣、動物の死体、天然ゴムくず、事業系一般廃棄物	①ごみ焼却施設		
		木くず	②木材処理施設 ①ごみ焼却施設	搬入規格を遵守	
	ダンボール	④リサイクルプラザ(コンテナ)			
	新聞・雑誌	①ごみ焼却施設 (コンテナ)			
燃やさないごみ	資源ごみ	ガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類	④リサイクルプラザ	資源ごみでないもの	
		小型家電		小型家電 (28 品目) (パソコン除く)	
		金属くず	④リサイクルプラザ(コンテナ)		
	資源ごみ	容器包装プラスチック類	④リサイクルプラザ	汚れないものを資源化 します。 減免申請書を提出して いただくことにより手 数料を減免します。	
		発泡スチロール	④リサイクルプラザ		
		ペットボトル	④リサイクルプラザ		
		透明びん	④リサイクルプラザ		
		茶びん			
		その他びん			
		空き缶	④リサイクルプラザ		
	スプレー缶等	④リサイクルプラザ			
	※資源ごみにつきましては、汚れているものは受け入れができません。				
	施設の処理能力により持込制限を行うもの(搬入規格を遵守すること) ※以下の条件に限り、受け入れを行います。				
枝、木のつる ※長さ1m以内でかつ直径10cm以内のもの		①ごみ焼却施設	土や石の付着してい ないものに 限る。		
竹 ※長さ1m以内及び節が開いているもの		①ごみ焼却施設			
木の幹、根 ※長さが2m以内かつ直径10cm～25cm以内のもの		②木材処理施設			
廃木材(柱、角材等) ※ボルト、楔、釘等が取り外されているもの及び高さ・幅 2m 以内かつ厚さ 10cm ～ 25cm 以内のもの		②木材処理施設			

前記のものであっても受け入れない事業系廃棄物の例

事業系廃棄物の種類		
	事業系廃棄物の区分	説明(具体例)
不燃系産業廃棄物	建設廃棄物	建設業から発生する不燃系産業廃棄物
	中間処理残渣	中間処理施設で発生した不燃系産業廃棄物中間処理残渣
	家庭ごみと性状・形状の類似しないもの	
	未分別廃棄物	家庭ごみと同様に分別されていないもの
	縦、横、高さのいずれかが1 m以上の廃棄物	
処理ができないもの	生活環境に悪影響があるもの	PCB、石綿を含むもの
	爆発、火災その他危険性があるもの	ガスボンベ、ガソリン、石油、シンナー、廃油類、発煙筒、火薬類、オイルヒーター、充電式電池(リチウムイオン電池等)
	有害であるもの	農薬、劇薬、薬品類及び容器、強酸性、強アルカリ性の液状のもの
		水銀を含むもの(水銀体温計、太陽光発電機器等)
	感染性があるもの	事業系医療ごみ
	その他処分できないもの	ゴムタイヤ類(自動車用のもの(ゴムクローラー等を含む。))
		液体類、コンクリートがら、大型の金庫、畳、枕木、マットレス等
		小型家電リサイクル対象品目(28品目)以外の小型電子機器
		家電リサイクル4品目に該当しない業務用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等
	資源化推進のため処分できないもの	草・剪定枝
	自然物(廃棄物でないもの)	石、砂利、土砂
リサイクル関係法令の規定により市で処理しないもの	家電リサイクル法によるもの	* 家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式、有機EL式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
	建設リサイクル法によるもの	特定建設資材
	パソコンリサイクル法によるもの	パソコン、ディスプレイ
	自動車リサイクル法によるもの	廃自動車等の部品
	船舶リサイクル法によるもの	FRP船舶
	その他	消火器

2 搬入手続きと搬入方法

搬入手続きの詳細（手順と留意点）

① 搬入事業者登録及び搬入申請

主な年間処理計画（搬入計画）記載事項

市に事業系廃棄物の処理を委託する事業者は、事前に廃棄物の年間処理計画（搬入計画）を提出し、搬入証（搬入事業者登録）の交付を受ける必要があります。

提出は、原則**電子申請のみ**とさせていただきます。

※年間処理計画（搬入計画）は、ホームページより、電子申請が可能です。

※電子申請が難しい場合は、環境パーク事務所に申請書を提出してください。申請書の様式については、ホームページよりダウンロードできます。

(1) 電子申請 QR コード



(2) 申請書様式 QR コード



次の**ア****イ**の場合、搬入の都度、上記の登録に加えて申請又は届出が必要です。

ア 事務所・事業場から排出される廃棄物（1,000 kg / 日以上）を搬入する場合※1,000kg/ 日未満の場合は不要

事業系廃棄物の搬入許可申請書（届出書）の提出を行い、許可書の交付を受けてください。

申請書記載事項

【申請者情報】	所在地、搬入証番号、事業所名及び代表者名
【排出場所】	廃棄物の排出先住所、施主名、施主住所
【廃棄物】	廃棄物の区分、種類、処分量
【搬入車両】	登録車両
【搬入委託業者名】	所在地、搬入業者名、収集運搬許可番号、TEL
【搬入期間】	許可期間3ヶ月以内で記載

イ 建設系産業廃棄物（工事の施工により排出された可燃系廃棄物）を搬入する場合

可燃のみ受け入れが可能です。

産業廃棄物等の搬入許可申請書の提出を行い、許可書の交付を受けてください。

② 搬入証の保管及び搬入カードの携行

申請した事業者に搬入証及び搬入カードを交付します。交付された搬入証については、登録内容の変更又は更新の時に必要になりますので、紛失しないように事業所にて保管してください。また、搬入カードについては、廃棄物の搬入の都度、計量所で提示する必要がありますので、搬入時には必ず携行してください。

* 搬入書、搬入カードを紛失した場合は、紛失届の提出が必要となります。

搬入方法の詳細（手順と留意点）次の手順に従って搬入者自身で荷下ろししてください。

① 入場（計量）

搬入廃棄物の申告・確認

計量所にて搬入する廃棄物の申告をしてください。また、計量所職員が申告内容とおりか確認をします。

＊計量所では、計量所職員に搬入カードの提示、搬入許可書の掲示をお願いします。

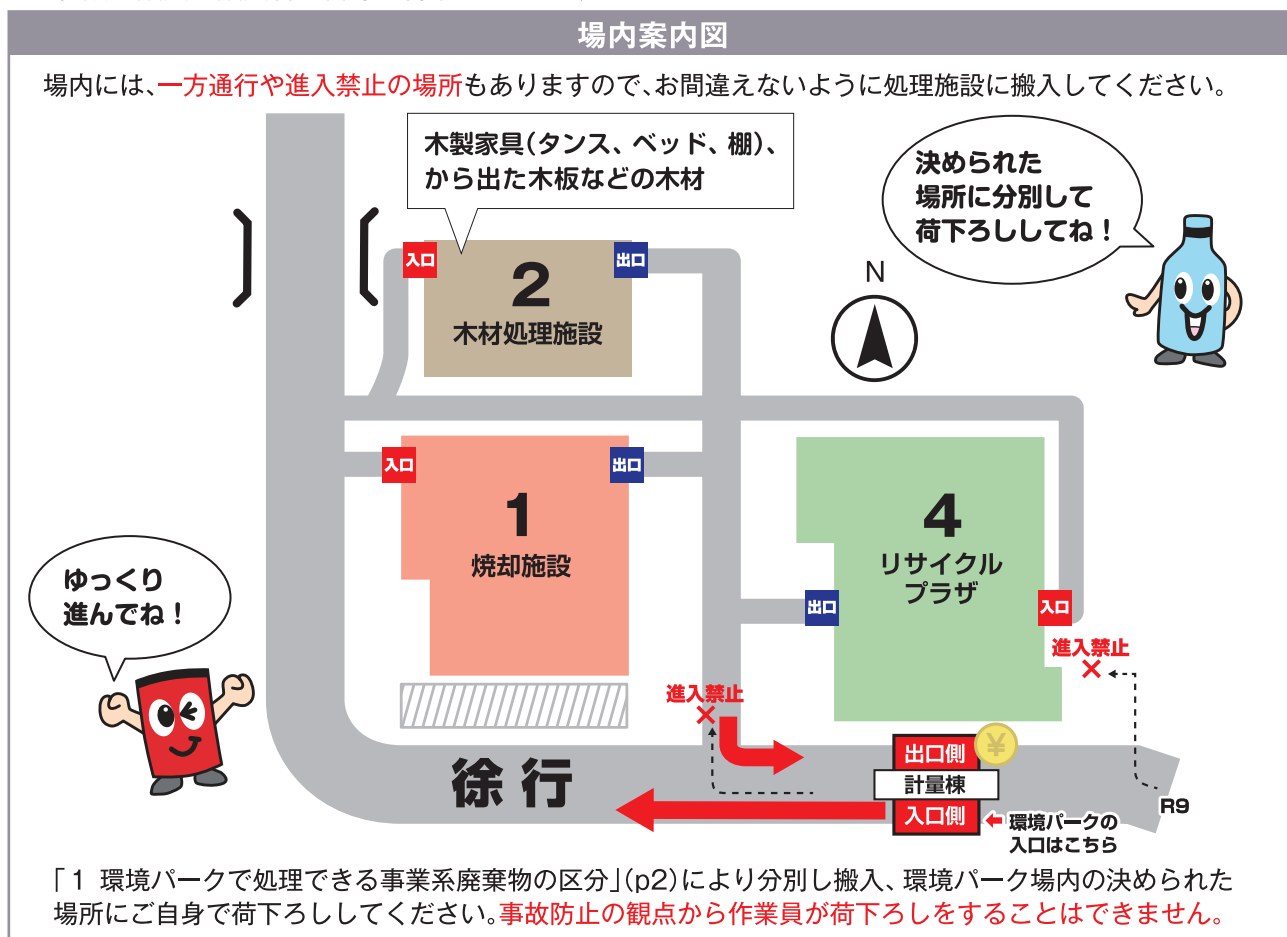
計量

「1 環境パークで受け入れる事業系廃棄物の区分」(p2) により分別し搬入してください。処分手数料及び処理方法が異なるため、混載による搬入で処理施設ごとに分けて荷下ろしできない場合は搬入できません。

② 処分

処理施設への搬入

搬入する廃棄物は、計量所で確認後、「1 環境パークで受け入れる事業系廃棄物の区分」(p2)に記載しています処理施設へ搬入し搬入者ご自身で荷下ろししてください。



③ 退場（計量）及び処分手数料の納付

廃棄物の処分後、計量所にて処分手数料を納付してください。

処分手数料の金額

① 事業系一般廃棄物(可燃・不燃)及び産業廃棄物(可燃) ② 産業廃棄物(不燃)

20kgごとに 410 円(税込)の 処分手数料を納付	例) ごみの重さ(量)	処分手数料(計)
	0kgを超えて～20kg以下	410 円(税込)
	20kgを超えて～40kg以下	820 円(税込)
	40kgを超えて～60kg以下	1,230 円(税込)

20kgごとに 1,060 円(税込)の 処分手数料を納付	例) ごみの重さ(量)	処分手数料(計)
	0kgを超えて～20kg以下	1,060 円(税込)
	20kgを超えて～40kg以下	2,120 円(税込)
	40kgを超えて～60kg以下	3,180 円(税込)

3 環境パークで処理できない廃棄物の適正処理方法

本市環境パークで処理できない廃棄物は以下の方法等により適正に廃棄してください。

草・剪定枝	福知山バイオマス事業協同組合 福知山市字牧285番地の18 ☎ 0773-45-3717
市内で排出される草・剪定枝については、資源化(固形燃料化)推進のため、右記事業者処分に委託してください。	

パソコン	一般社団法人パソコン3R推進協会 東京都千代田区神田小川町3丁目8 ☎ 03-5282-7685
PCリサイクルマークが付いているパソコンは、メーカーにご連絡ください。その他のパソコンについては、右記事業者にご相談ください。	

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
上記の4品目については、次のいずれかの方法で処理を依頼してください。
1)買換えの場合：新しい製品を買う購入店に処理を依頼してください。
2)廃棄する場合：過去に購入した販売店に引取りを依頼するか指定引取場所へお持込みください。
指定引取場所に持込む場合は、メーカー名・大きさ(テレビのインチ数や冷蔵庫の容量など)を確認後、最寄りの郵便局で「リサイクル券」を購入し、商品に貼り付けて 指定引取場所 へ自己搬入してください。
＜市内の指定引取場所＞
株式会社ファーストライン 福知山市字土小字論所1番地2 ☎ 0773-20-1930

畳	市内の受入可能事業者は次のとおりです。	
株式会社スリーエス	福知山市字牧神谷285-41	☎ 0773-25-9777
大栄アメット株式会社	福知山市土師宮町1丁目17	☎ 0773-20-2020
山路産業株式会社	福知山市字正明寺小字向野5-58	☎ 0773-22-6840

廃乾電池・廃蛍光管	市内の受入可能事業者は次のとおりです。	
株式会社スリーエス	福知山市字牧神谷285-41	☎ 0773-25-9777
大栄アメット株式会社	福知山市土師宮町1丁目17	☎ 0773-20-2020 * 廃蛍光管のみ取扱い
山路産業株式会社	福知山市字正明寺小字向野5-58	☎ 0773-22-6840

その他の事業系廃棄物
その他の事業系廃棄物の減量や資源化等については、下記窓口へお問い合わせください。
1)産業廃棄物 3R の取組支援や京都府内の産業廃棄物取扱業者の紹介等に関すること。
(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター ☎ 075-352-0530
2)京都府内の産業廃棄物の収集運搬・処分業者に関する紹介、法令等の最新情報に関すること。
(公社)京都府産業資源循環協会 ☎ 075-694-3402

4 福知山市環境パークからの大切なお知らせ

事業系廃棄物の受け入れについて

事業者には、事業活動から排出される廃棄物を適正に処理する責任があります。福知山市においては、事業系廃棄物の自己処理を原則としており、事業者の皆様には廃棄物の減量・独自ルートによる資源化並びに廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いしております。

本市に処理を委託される場合、受け入れ可能な廃棄物は本市内で排出された**分別されたごみに限ります**。業者に搬入を委託している場合においても同様に、排出者様の責任で分別をお願いします。

地域のごみステーションは家庭ごみ専用の収集場です。事業者は利用することができません。

また、搬入に必要な搬入証や搬入カードを紛失されたり、汚損・破損させてしまった場合には、速やかに届出の提出をお願いいたします。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）発行停止について

本来、産業廃棄物の運搬・処理の委託にあたっては、廃棄物処理法第12条の3条に基づきマニフェストの発行が義務化されていますが、本市は事業系廃棄物を一般廃棄物として受け入れている（合わせ産廃）ことから、マニフェストの発行義務がありません。したがって、マニフェストの発行を令和7年（2025）4月1日より停止させていただきます。

福知山市埋立処分場延命化実施計画及び中間評価について

福知山市では、令和元（2019）年5月に「埋立処分場延命化実施計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、埋立処分場の延命化対策に取り組んでおり、令和7（2025）年4月から、事業者が排出する燃やさないごみの受入れを全面停止することを予定していました。

本計画を推進する過程においては、随時、対策の実施効果を検証し、対策について再検討を行うとしていたため、令和5（2023）年度に本計画の中間評価及び見直しを行い、受入停止対策の一部例外を設けることとし、本冊子で詳細について取りまとめています。

事業者の皆様におかれましては、本計画中間評価の趣旨を御理解いただき、本市廃棄物処理に格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、受入停止対策については、令和9（2027）年度を目途に再度検証し、必要な見直しを行うこととしていますので、重ねて御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

* 埋立処分場延命化実施計画及び中間評価についてはホームページに掲載しています。





福知山市環境パーク

福知山市字牧285番地

☎0773-22-1827

<開場日及び開場時間>

●月曜日から金曜日（祝日含）

8時30分～12時00分

13時00分～16時30分

●毎月第1回目・3回目の日曜日

8時30分～12時00分